

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（第5回） における主な意見

○情勢認識

- ・ 知財マネジメントに関し、「多次元的（multi-dimensional）」、「総合的」及び「複合的」という概念の整理が必要である。
- ・ 日本企業がイノベーターではないというネガティブなメッセージが出過ぎではないか。
- ・ 甘い情勢認識では困る。三本柱の表題もまだ分かりにくい。
- ・ 一番目の柱では、知財システムとして五極（米、欧、中、韓及び日）構造の中で他極に遅れを取らないかということ。
- ・ 二番目の柱では、「複合的」、「多次元的（multi-dimensional）」及び「総合的」な知財マネジメントを整理する必要がある。産業財産権の足し算ではなく、著作権制度なども加えた相乗的な施策が必要。
- ・ 日本が何年後に何ができるかを明らかにしてほしい。

○グローバル時代の知財システム構築

【国際的な知財システムの構築】

- ・ 日本発で知財システムの崩壊を阻止するということを上位概念に入れてはどうか。某国の実用新案制度を始めとして、実際のところ、産業発展に寄与しない制度がはびこっている。
- ・ 特許制度の国際調和を「リード」とするとあるが、五大特許庁会合で「提言する」くらいの強い書きぶりが必要である。
- ・ ハーモナイゼーションの足かせになるような他国の制度については、廃止に向けて積極的に働きかけていくべきである。
- ・ グローバル展開が進む中で、在外公館を活用した模倣品対策などを検討してはどうか。

【我が国の知財システムの競争力の向上】

- ・ 「企業の知財戦略に対応するタイムリーな権利保護」については、権利の設定が他人や社会に及ぼす影響が大きいことから、できるだけ早く権利を取るという原点に戻る必要がある。
- ・ 特許権の権利の安定性の向上のためには、無効審判を廃止して付与後異議申立に一本化するなどの方法があるのではないか。
- ・ ダブルトラックが当初の予定とは違った形で運用されている。
- ・ 特許権の安定性については、補正、分割や訂正も含め、バランス論で議論すべきである。
- ・ 職務発明制度は企業の負担になっており、国際競争力の観点から抜本的に見直す必要があるのではないか。

- ・ 2004年に法改正された職務発明制度については、見直しをするために判例を待つべきとの主張があるが、5～10年かかることは容易に予想されるため、待たずに議論を始めてもよいのではないか。
- ・ 現行法の改正の際にも、特許法35条を廃止し米国型の契約のみとするとか、法人帰属にして outstanding benefit を発明者に支給するという英国型とするなどの議論があった。現行法は「中途半端」な解決という感覚であり、ビジネスに困るなら、前回の改正が不十分であったとの認識の下で議論をしてもよいのではないか。
- ・ 職務発明制度について、個々の企業は内部でかなりのエネルギーを使って対応している。制度がなくても、企業が優秀な発明者から搾取すれば、その企業からは人が離れていくので、市場原理があれば十分ではないか。また、裁判所の判断と企業における感覚との間に乖離がある。
- ・ 企業としては職務発明制度の廃止を望んでいる。

○総合的な知財マネジメントを活用したイノベーションの創成

【テクノロジー、デザイン、ブランドを含む総合的な知財マネジメントの強化】

- ・ テクノロジー・デザイン・ブランドの「複合的な」部分を産業競争力にいかにつなげるかという戦略が重要である。
- ・ 意匠については、ヘーグ協定への加入が盛り込まれているが、抜本的な意匠法の改革が必要である。
- ・ ヘーグ協定への加入は重要である。意匠の活用が停滞している背景には、類似性判断の予見性が低く、積極的に権利行使することが難しいことがある。
- ・ 商標に関して、国内では水際措置の運用が十分でなく、他国をリードする上でしっかり対応する必要がある。
- ・ 知的財産と金融とが両方分かる人財が必要である。

【産学連携】

- ・ 日本版バイドール制度が実効的になったのは2004年であり、10年目の区切りとなる2014年に向け、検討をすべきではないか。
- ・ 大学の研究機関側に対する営業秘密管理の周知徹底をすべきである。
- ・ アカデミアにおいては、技術流出とともに、アカデミア本来の在り方を考慮する必要がある。
- ・ 大学の研究成果を事業につなげる取組が、技術起点型の施策しかないようだ。

【中小企業・ベンチャー】

- ・ 特許出願に不慣れな中小企業に対する支援を盛り込むとともに、米国の料金減免制度も考慮する必要がある。
- ・ 大学発ベンチャーに対する特許出願の料金減免を米国並みに厚くしてほしい。
 - ・ 知財総合支援窓口で知財について相談すれば、ワンストップで支援できる体制にすべきではないか。

【技術流出の防止】

- ・ 営業秘密の流出は想像を絶するほど悪い状況にある。流出防止には意識向上だけでは難しいのではないか。
- ・ 日本の技術流出を多く目にしており、技術流出の実態がどうなっているのか調査することが不可欠である。
- ・ 不正競争法上の営業秘密を守るためには秘密管理が必須であり、技術者というよりは、管理する側である経営サイドの理解が必要である。
- ・ 中小企業の営業秘密は、中小企業経営者のマネジメントの問題が大きい。
- ・ 海外展開に伴い、進出先の現地から情報が漏れていくため、二国間交渉で制度改善の働きかけが必要である。
- ・ 技術だけではなく、技術者、さらに、デザイナーの流出も問題である。

(以上)